

【別紙 2：本製品の内容】

第 1 条（目的）

1. この別紙 2（以下「本別紙 2」といいます。）は、本製品の提供内容（構成、範囲、前提、制限などをいいます。）を定義するものになります。
2. 本製品の提供について本別紙 2 に定めのない事項は、本契約、個別契約、Sovereign GaiXer 利用許諾規約（以下「許諾規約」といいます。）又は当社が別途定める条件に従うものとします。
3. 本別紙 2 は、本製品の利用に関し、当社とお客様との間で締結される契約（売買取引基本契約、個別契約、利用申込その他これらに準ずる契約を含みます。以下、総称して「個別契約等」といいます。）と一体として適用されます。本別紙 2 と個別契約等との内容に矛盾又は抵触がある場合は、個別契約、本契約、本別紙 2、許諾規約の順に優先して適用するものとします。
4. 本契約又は本別紙 1 における用語の定義は、本別紙 2 において別段の定めがある場合を除き、本別紙 2 に共通に適用されるものとします。

第 2 条（用語の定義）

本別紙 2 において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによるものとします。なお、本契約において定義されている用語は、本別紙 2 において別段の定めがある場合を除き、本別紙 2 に共通に適用されるものとします。

- (1) 本製品とは、本筐体、付属品、同梱物、プリインストールされたソフトウェア、及び当社が指定する関連資料の総称をいいます。
- (2) 管理者とは、エンドユーザーが指定する本製品の管理権限者をいい、ユーザー管理、設定変更、外部公開設定、監査ログ閲覧その他当社が管理者操作として実装する操作を行う者をいいます。
- (3) 利用者とは、管理者以外で、本製品の機能を利用する者をいいます。
- (4) 標準機能とは、本別紙 2「3. 本製品の構成」及び「6. 同梱物」に定める範囲で、追加費用なく提供される機能をいいます。
- (5) オプションとは、エンドユーザーが追加で選択し、個別契約により提供される機能又はサービス（クラウド LLM 機能の利用、追加保守、延長サポート、導入支援などをいいますが、これらに限られないものとします。）をいいます。
- (6) 外部サービスとは、Samba、クラウド LLM その他第三者が提供する外部システム、ネットワーク又はサービスの総称をいいます。
- (7) クラウド LLM 機能とは、エンドユーザーが選択した場合に限り、外部サービスとしてのクラウド LLM を利用する構成をいいます。提供条件、外部送信の範囲、保存の有無、利用上限、課金条件その他の取扱いは、当社が別途定める条件に従うものとします。

第3条（本筐体の構成）

1. 本製品は、原則として当社が指定する本筐体にソフトウェアがプリインストールされ設定済みの状態で提供されるものとします。
2. 本筐体の型番、構成及び仕様は、個別契約に定めるところによります。
3. 当社が指定する筐体の標準構成例として、Lenovo ThinkStation PGX その他当社が指定する筐体を採用する場合の主要仕様は、次の各号に掲げるとおりとします。

（1）性能・主要コンポーネント

- (a) CPU：20 コア ARM
- (b) GPU：Blackwell 世代 GPU
- (c) AI 処理性能：最大 1 ペタフロップス / 1000TOPS
- (d) メインメモリ：128GB 統合システムメモリ
- (e) ストレージ：SSD 4TB
- (f) OS：NVIDIA DGX™ OS

（2）通信・インターフェース

- (a) ネットワーク：NVIDIA ConnectX-7 スマート NIC（最大 200Gbps 対応）
- (b) 有線 LAN：RJ-45（10GbE）
- (c) 無線：Wi-Fi 7、Bluetooth 5.4
- (d) 端子：USB4 Type-C×4、HDMI 2.1a

（3）筐体仕様

- (a) 寸法：約 150×150×50.5mm
- (b) 質量：約 1.2kg
- (c) 消費電力：最大 240W

4. 前項各号に記載の仕様は参考情報であり、個別契約によって別段の定めがある場合を除き、当社は、当該仕様を保証するものではありません。
5. 本製品のうち付属品及び同梱物に関する構成差分及び提供範囲は、個別契約に定めるところによります。
6. 本筐体に関する保証（保証期間、内容、除外事項、窓口をいいますが、これらに限られないものとします。）は、個別契約又はメーカー若しくは保守提供者の定めに従うものとします。
7. メーカーの仕様変更、供給状況その他合理的事由により、採用する筐体、その型番、仕様又は構成が変更されることがあります。

第4条（ソフトウェアの構成）

1. ソフトウェアは、主としてエンドユーザーが管理するオンプレミス環境で稼働するソフトウェアとして提供されます。

2. ソフトウェアの標準機能は、次の各号に掲げるとおりとします。なお、詳細な挙動、画面、操作手順及び提供方式は、当社が別途定めるところによります。
 - (1) 利用者機能
 - (a) 会話（チャット）の作成、一覧、削除、タイトル更新及び固定表示
 - (b) 回答生成として、登録された参照資料の検索結果を用いた回答生成、参照情報（URL、ファイル名）の表示
 - (c) 安全制御として、入力及び出力に対する検証機能（有効又は無効は設定によるものとします。）
 - (d) 参照資料の出力としてチャット履歴及び回答の Word ファイル（.docx）出力
 - (e) フィードバックとして、回答に対する評価登録
 - (2) ナレッジ管理
 - (a) 学習セットの作成、参照、更新、削除を含む管理
 - (b) ファイル管理として、学習セットへの登録、一覧及び削除
 - (3) 管理者機能
 - (a) 認証及び認可として、ログイン、ログアウト、セッション確認及び管理者ロール制御
 - (b) ユーザー管理として、一覧、作成、更新及びパスワードリセット
 - (c) ネットワーク設定としてインターネット許可状態の設定
 - (d) 証明書配布として、ルート CA 証明書配布
 - (e) 参照及び CSV 出力などの監査ログの取得
 - (f) バージョン確認、更新パッケージ取得、ダウングレード、適用を含むソフトウェアの管理及び更新
 - (g) 設定リセット及び工場出荷状態リセットを含む初期化
 - (h) 共有ストレージ連携として、共有フォルダ（Samba）からの資料取り込みに関する設定、スキャン、インポート
 - (4) 運用機能
 - (a) 稼働状況の確認機能
 - (b) 監査証跡として、操作履歴の記録
3. 外部公開設定、共有ストレージ連携その他の外部サービスとの連携機能は、管理者設定、エンドユーザーにおける環境及び外部サービスの仕様又は制限に依存するため、利用できない場合があります。当社は、外部サービスの提供内容又は仕様に起因する利用可否、動作、性能について保証しないものとします。
4. LLM はローカル実行を標準構成とします。クラウド LLM 機能、Web 検索機能その他外部サービスを利用する機能は、管理者による設定又は利用により有効となる場合があります。
5. 管理者が前項の外部サービスを利用する機能を有効化し、又は利用した場合には、入

力データ、検索クエリその他当該機能の提供に必要な範囲の情報が外部サービスへ送信され得るものとします。送信される情報の範囲は、利用する機能、設定内容及び利用方法により異なります。外部送信の範囲、保存の有無、利用上限、課金条件その他の取扱いは、当社が別途定める条件によるものとします。

6. 許可拡張子及びサイズの上限は、当社が定める標準設定によるものとします。標準設定の内容は、管理画面、当社が別途提供する資料又は個別契約により提示されるものとします。
7. 当社は、品質向上、セキュリティ対応その他の目的で、標準設定の内容を変更することができるものとします。
8. 2026年6月10日現在の標準設定は、次の各号に掲げるとおりとします。ただし、当該各号の内容は、参考情報になります。

(1) 許可拡張

子：.pdf、.txt、.md、.docx、.pptx、.xlsx、.csv、.tsv、.jpg、.png、.webp

(2) サイズ上限：一時アップロードは1ファイル当たり25MB、学習セット登録は1ファイル当たり100MB

9. 当社は、ソフトウェアの不具合修正、セキュリティ改善、機能追加その他の目的で、更新プログラムを提供することがあります。更新プログラムは、ネットワーク経由又は当社が別途定める方法により提供され得るものとします。
10. エンドユーザーは、自己の責任と負担に基づき、更新プログラムの適用を判断するものとし、適用方法、提供期間及びサポート範囲は、当社が別途定めるところによるものとします。

第5条（許諾条件）

1. ソフトウェアの利用許諾は筐体単位とし、本筐体における当該ソフトウェアの利用は、許諾規約に基づき利用許諾が停止又は終了する場合を除き、無期限とします。
2. ソフトウェアの利用範囲、利用態様、移設、同時稼働、バックアップからの複製展開、仮想化、コンテナ化、再許諾の可否その他の条件は、許諾規約の定めるところによるものとします。
3. エンドユーザーは、管理者及び利用者に対して、本別紙2及び許諾規約を遵守させるものとします。

第6条（同梱物）

本製品のうち、標準の同梱物は、次の各号に掲げるとおりとします。ただし、個別契約において別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとします。

(1) 240W AC アダプター

(2) 電源コード

(3)USB-C to USB-A 変換アダプター (2 個)

(4)本製品に関する説明資料

第7条（保証、非保証等）

1. 当社は、許諾規約に定めるとおり、ソフトウェアがエラーなく動作すること、特定目的に適合すること、第三者権利を侵害しないことその他について、保証を行います。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、当社が別途書面で明示する保守又はサポートに係る条件がある場合は、当該条件の範囲で対応するものとします。
3. 本製品に関する保証（期間・内容・除外事項・窓口等）は、個別契約又はメーカー若しくは保守提供者の定めるところによります。
4. 次の各号に掲げる事項は、当社と別段の書面による合意がある場合を除き、保証及びサポートの対象外となります。
 - (1) エンドユーザーにおける環境（ネットワーク、ファイアウォール、証明書、データベース、ディスク容量などをいい、これらに限られません。）に起因する不具合
 - (2) エンドユーザーの設定不備、資格情報（ID、パスワード、API キーなどをいい、これらに限られません。）に関する管理不備
 - (3) 外部サービス要因（クラウド LLM、レート制限、障害、応答遅延などをいい、これらに限られません。）
 - (4) エンドユーザーデータの消失又は破損
5. 当社は、本製品が、LLM、入力データ品質、外部サービス、ネットワークに依存して出力が変動し得るため、回答の正確性、完全性及び特定目的適合性を保証しません。
6. 本製品の応答品質、推論精度、検索結果の網羅性及び処理時間は、保証の対象外となります。
7. 本製品の出力は、参考情報であり、法務、医療その他の専門助言を構成するものではありません。エンドユーザーは、自己の責任と負担に基づき、必要に応じ専門家へ相談し、最終判断を行うものとします。
8. 当社は、エンドユーザーが選択をした場合、次の各号の全部又は一部をオプションとして提供します。この場合の提供条件・範囲・価格は、当社が別途定める条件又は個別契約に定めるところによります。
 - (1) クラウド LLM 機能として、外部クラウド LLM の利用
 - (2) 追加保守又は延長サポートとして、標準サポート期間を超える保守、対応時間帯の拡張
 - (3) 導入支援として、設置、ネットワーク設計支援、認証連携
 - (4) 追加機能又は個別カスタマイズとして、個別契約に基づく追加開発

第8条（変更可能性）

1. 当社は、本製品の品質向上、セキュリティ対応、法令対応、運用改善を目的として、本製品の機能追加、仕様変更、ユーザーインターフェース変更、API 変更、性能改善を行うことがあります。
2. 機能追加、仕様変更又は廃止予定機能は、リリースノート又は当社からの別途の通知により告知するものとします。
3. 本契約において重要な提供範囲変更がある場合、当社は、本別紙2を改定することができるものとします。
4. 本別紙2の改定は、本契約に定めるところによります。

以上